

ダイバーシティ防災推進及び教育研修委員会設置要綱

(目的)

第1条 本要綱は、防災活動に多様な人々が平等に参加できるインクルーシブ防災の推進を目的とし、研修の企画・開催に必要なスキル習得やプレゼンテーション技術の向上を図る仕組みを構築する。また、防災士個々の技術審査等を通じて全体の資質向上を図る「ダイバーシティ防災推進及び教育研修委員会」（以下「本委員会」という。）を設置し、その運営に関する事項を定める。

2. インクルーシブ防災の理解と啓発（理念：誰も取り残さない）

- ①. アクセシビリティの確保（避難通路のバリアフリー化等） 高齢者や障がい者、外国人など、多様な人々が利用しやすい避難所や防災設備を設計
- ②. 情報の多様な提供方法視覚・聴覚障がい者向けに点字や音声案内を導入し、多言語対応の防災情報を提供
- ③. 地域コミュニティとの連携住民同士が支え合う仕組みを作り、災害時に助け合える体制を構築

(設置根拠)

第2条 本委員会は、「日本防災士会福岡県支部委員会規程」第2条に基づき設置する。

(所掌事項)

第3条 本委員会は、次に掲げる事項について調査・検討・実施を行う。

1. 防災活動における女性の参画促進に関すること
2. 研修企画・開催に必要なスキル（ファシリテーション（円滑な会議進行）・プレゼンテーション（理解しやすい説明）等）の向上に関すること
3. 防災士の技術・実践力等の審査・評価に関すること
4. 他団体の事例等の情報収集および参考活用に関すること
5. その他、本委員会の目的達成に必要な事項

(構成)

第4条 本委員会の構成は以下の通りとする

1. 本委員会は、委員長1名、副委員長1名および委員若干名で構成する。
2. 委員長は、支部長が会員の中から選任・委嘱する。
3. 副委員長は、委員長が委員の中から選任する。
4. 委員は、支部長が参加希望等を考慮して選任する。

(開催)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(設置期間)

第6条 本委員会の設置期間は、各事業年度の初日である4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、必要に応じて**理事会**の承認を得て期間を延長または変更できる。なお、特段の異議がない限り、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとする。

(要綱の変更)

第7条 この要綱は、**理事会**の議決によって変更することができる。

2. この要綱を変更した場合、支部長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

— 付則 —

(執行) 本要綱は、2026年4月18日からとする